

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

フォローアップ用

(1) 収益的収支、資本的収支

注意事項！平成23年度に作成した本計画は、平成19年度の当初の「生坂村簡易水道事業経営健全化計画」の計画と実績を比較するためのものであり、当初計画の変更を意味するものではありません。

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	91	77	70	81	75	79	74	60	58	56
	(1) 営 業 収 益 (B)	65	66	65	66	63	60	58	58	58	56
	ア 料 金 収 入	65	66	65	66	63	60	58	58	58	56
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	26	11	5	15	12	19	16	2	0	0
	ア 他 会 計 繰 入 金	26	11	5	15	12	19	16	2	0	0
	イ そ の 他										
	2 総 費 用 (D)	64	61	50	50	51	52	52	46	43	41
	(1) 営 業 費 用	44	42	32	32	34	37	38	37	37	35
	ア 職 員 給 与 費	5	4	5	5	4	5	5	6	6	6
	ウ ち 退 職 手 当										
イ そ の 他	39	38	27	27	30	32	33	31	31	29	
(2) 営 業 外 費 用	20	19	18	18	17	15	14	9	6	6	
ア 支 払 利 息	19	18	17	16	16	14	14	8	5	5	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他	1	1	1	2	1	1	0	1	1	1	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	27	16	20	31	24	27	22	14	15	15	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	12	15	6	0	0	4	72	61	1	3
	(1) 地 方 債	10	5								
	(2) 他 会 計 補 助 金	2	10	4			1	72	61	1	3
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	(6) 工 事 負 担 金			2							
	(7) そ の 他						3				
	2 資 本 的 支 出 (G)	40	31	26	31	24	31	94	74	17	16
	(1) 建 設 改 良 費	21	11	6	11	3	12	3	6	7	6
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	19	20	20	20	21	19	91	68	10	10
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 28	△ 16	△ 20	△ 31	△ 24	△ 27	△ 22	△ 13	△ 16	△ 13	

(3) 経営指標等

フォローアップ用

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	81	93	94	87	88	85	41	51	109	110	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	110	95	100	116	104	111	52	53	109	110	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	28.6	14.3	7.1	18.5	16.0	24.1	21.6	3.3	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	28.6	14.3	7.1	18.5	16.0	24.1	21.6	3.3	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	16.7	66.7	66.7			25.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	16.7	66.7	66.7			25.0		11.5	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)							100.0	88.5		
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

フォローアップ用

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定にあたっては当面の間、料金の変更は予定しないものとする。また、村の人口の動態を考慮し、2%の人口減を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	繰上償還による基準外繰入を除き、基準内繰入のみ実施する。(基準外繰入は、今後も実施しない。)
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の更新については、全体計画の見直しを行い対応していくこととする。また、今後の資産の売却等は考えていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	政府資金の繰上償還においては、平成20年度に71,276千円(減債基金による償還71,276千円)、平成21年度に53,798千円(減債基金による償還53,798千円)を予定するものとする。(繰上償還総額125,074千円)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プランの目標数値である1名を維持し、少ない人員で対応できる体制を整備する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金が高額であることから、値上げの予定はしない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	繰上償還による基準外繰入を除き、基準外繰入は、今後も引き続き実施しないこととする。また資本的収支での基準内繰入は、計画基準年度では実施がなかったが、今後、有収率の向上を図る取り組みから老朽化した施設の工事を強化して実施するため、増額する建設改良費の1/2の範囲内において、19年度から23年度まで、収益的収支に加え、資本的収支における一般会計からの基準内繰入の収入の確保を行なうこととする。(資本的収支における基準内繰入・・・平成19年度1百万円、平成21年度7百万円、平成22年度1百万円、平成23年度3百万円【建設改良費の1/2】)
4 その他	施設管路の点検を強化し、漏水の発見、早期修復に努め、段階的に有収率の向上を図り、現在の有収率70%から最終年度までに76%まで引き上げることを目標とする。 平成16年度から、水道量水器の検針は役場職員が対応しており、委託経費の削減を図っている。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
3	一般会計負担金の額							20	88	63	1	3	
	改善額(負担金の確保等)							8	76	51			135
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	5	4	5	5	4		5	5	6	6	6	
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増減数(人)												
4	維持管理費等	39	38	27	27	30		32	33	31	31	29	
	改善額(適正化)	△1	0	11	11	8	29	△2	△3	△1	△1	1	△6
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	441	427	407	387	366		347	256	188	178	168	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						29						129
	(参考) 補償金免除額												23

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
年間総有収水量(千m ³)	166	153	153	157	158	153	150	151	152	145
公称施設能力(m ³ /日)	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
1日最大配水量(m ³ /日)	1,000	1,000	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
最大稼働率(%)										
供給単価(円/m ³)	396	424	431	394	403	391	390	383	383	350
給水原価(円/m ³)	488	455	457	455	448	469	476	401	350	380

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

これまでに村内の一部の地域では、隣村の八坂村の給水による管理・運営を実施していた地域がありましたが、平成18年1月に八坂村が大町市と合併したことに伴い、その給水区域も当村の管理に移管されている経緯から、今後については統合の方針はありません。